

○東松山市マスコット「まっくん」及び「あゆみん」使用取扱規則

平成29年3月30日

規則第20号

(目的)

第1条 この規則は、東松山市のマスコット「まっくん」及び「あゆみん」(以下「マスコット」という。)の取扱いを定めることにより、マスコットの適正な使用と効果的な活用を図ることを目的とする。

(使用できるもの)

第2条 営利を目的とする場合を除き、何人もマスコットを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 東松山市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他マスコットの使用が著しく不相当と市長が認めるとき。

(使用承認申請)

第3条 営利を目的としてマスコットを使用しようとするものは、あらかじめマスコット使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 マスコットの立体物及び動画を製作する場合には、営利を目的としない場合であっても、前項の承認を受けなければならない。

3 市長は、前2項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときはマスコット使用(変更)承認書(様式第2号)を、不相当と認めるときはマスコット使用(変更)不承認書(様式第3号)を交付する。

(使用上の遵守事項)

第4条 マスコットを使用するものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない

ない。

(1) 使用するデザインは、市長が別に定めたものとする。

(2) デザインの改変等の応用使用はしないこと。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

(3) マスコットそれぞれに「まっくん」又は「あゆみん」との表記を付すこと。ただし、前条の承認を要しない場合で、スペースや使用目的等により上記表記が難しいとき、又は市長が認めたときは、この限りでない。

2 マスコットの使用承認を受けたものは、前項各号に定める事項に加え、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(2) 承認された用途のみに使用すること。

(3) 営利を目的として使用する場合は、毎年度末にマスコット使用商品等販売状況報告書（様式第4号）を提出すること。

（承認内容の変更）

第5条 マスコットの使用承認を受けたものは、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめマスコット使用変更申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときはマスコット使用（変更）承認書（様式第2号）を、不適当と認めるときはマスコット使用（変更）不承認書（様式第3号）を交付する。

（違反等に対する取扱い）

第6条 市長は、マスコットを使用しているもの（第3条に規定する使用承認を受けたものを除く。）が、第4条第1項に定める事項を遵守しなかったときその他この規則に違反したときは、その使用の差止めの請求又は必要な指示等を行うことができる。

2 市長は、マスコットの使用承認を受けたものが、第4条に定める事項を遵守しなかったときその他この規則に違反したときは、その承認を取り消す。

この場合において、使用承認を取り消されたものに損害が生じても、市長はその責めを負わない。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、マスコットの取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に東松山市マスコット「まっくん」及び「あゆみん」使用取扱規程及び東松山市マスコット「まっくん」及び「あゆみん」着ぐるみ使用規程を廃止する訓令（平成29年東松山市訓令第6号）による廃止前の東松山市マスコット「まっくん」及び「あゆみん」使用取扱規程（平成23年東松山市訓令第9号）の規定によりマスコットの使用を承認されたものは、第3条の規定によりマスコットの使用を承認されたものとみなす。